

平成 28 年 3 月 28 日  
企業会計基準委員会

**改正企業会計基準適用指針第 26 号**

**「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の公表**

**公表にあたって**

企業会計基準委員会は、平成 27 年 12 月 28 日付で企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）を公表しました。このうち、早期適用した企業において、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表に対応する早期適用した年度の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（比較情報）について明確化を図る要望が寄せられたことから、当委員会において、同適用指針の見直しを検討してまいりました。

今般、平成 28 年 3 月 23 日開催の第 332 回企業会計基準委員会において、標記の改正企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「本適用指針」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

なお、本適用指針は、早期適用した企業における上述の比較情報の取扱いについて回収可能性適用指針の公表時に当委員会が意図していたことを確認するものであるため、公開草案の手続を経ずに公表するものです。

## 本適用指針の概要

本適用指針は、平成 27 年 12 月に公表された回収可能性適用指針を改正するもので、以下は、本適用指針の改正の内容を要約したものです。

なお、本適用指針では、上記改正に加えて、必要と考えられる字句等の訂正を行っています。訂正箇所は、新旧対照表の備考欄において明示しています。当該訂正は、会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではありません。

### ■ 早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における取扱い（本適用指針第 49 項(2)）

早期適用した企業において、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表に対応する早期適用した年度の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（比較情報）について会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う定め<sup>1</sup>を当該年度の期首に遡って適用する。

### ■ 適用時期（本適用指針第 49-2 項）

本適用指針の適用時期は、平成 27 年 12 月に公表された回収可能性適用指針と同様とする。

以 上

---

<sup>1</sup> 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う定めとは、本適用指針第 49 項(3)①から③に記載されている次の定めをいう。

- ① （分類 2）に該当する企業において、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い
- ② （分類 3）に該当する企業において、おおむね 5 年を明らかに超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い
- ③ （分類 4）の要件に該当する企業であっても、将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には（分類 2）に該当するものとする取扱い